

「第 94 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 3 年 4 月 13 日（火曜日）に、「第 94 回コーデックス連絡協議会」をウェブ開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、令和 3 年 4 月に開催される第 5 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)、令和 3 年 5 月に開催される第 14 回食品汚染物質部会 (CCCF)、第 41 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 及び令和 3 年 5 月から 6 月にかけて開催される第 25 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題の説明を行うとともに、令和 3 年 2 月に開催された第 32 回一般原則部会 (CCGP) の報告を行い、意見交換を行いました。なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、3 省庁が集まる会議室と各委員を繋ぐウェブ開催としました。傍聴についても、ウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 5 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

- ・仮議題 4「乾燥根・根茎・球根」のショウガの規格案について、二酸化硫黄の上限値や漂白剤としての使用について「二酸化硫黄は検出されない」が引き続き維持されるよう対処したいとしている理由について質問がありました。これについて、日本における使用実態に基づくものである旨回答しました。
- ・同じく仮議題 4 について、粗挽きあるいは粉末状の製品に関する異物混入の比率については「0」を支持するという方針は、望ましいと考えられるが、現行の規格案や海外の規制を考慮すると、論点となる可能性があるため、柔軟な対応と科学的根拠に基づく主張が重要である旨のご意見をいただきました。これについて、粗挽きあるいは粉末状の製品の実態を踏まえると現実的に達成可能と考えている旨回答しました。
- ・例えば、ショウガの規格案では、昆虫の死骸について 100g 当たり 4.0 とされているが、一方、オレガノの規格案では、同項目について 100g 当たり 3 とされているなど、品目によって提案されている規格値やクラス分類の有無などが異なっている理由について質問がありました。これについて、提案国による提案内容の違いであり、我が国としては、不利益にならない範囲で、提案国の主張を尊重しつつ、異物混入の比率については、提案されている規格値のうち低い方の数値を支持したいと考えている旨回答しました。
- ・我が国は電子作業部会に参加したのかとの質問がありました。これについて、同

部会の全ての電子作業部会に参加して意見を提出している旨回答しました。

(2) 第 14 回食品汚染物質部会 (CCCF)

- ・ 仮議題 3 「FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) からの関心事項」における JECFA 事務局からの報告事項「食品安全に関する WHO 世界戦略の更新作業」について、具体的なスケジュールはあるのか質問がありました。これについて、2020 年下半期から作業が始まっており、24 名の専門家からなる新たな専門家グループが設立されたこと、2022 年の第 75 回 WHO 総会に報告される予定であることなど作業の流れを説明しました。
- ・ 仮議題 13 「魚類中のメチル水銀に関する討議文書」について、「魚類中のメチル水銀に関するサンプリングプラン」の中に、どのような形で経済的な影響の考慮を含めるのかとの質問がありました。これについて、電子作業部会から、魚類の重量、体長、価格に応じて、サンプルを採取する部位を変える案が提示されており、魚体が大きく高価な魚類については尾部の筋肉とすることが提案されていることを説明し、我が国は、従前より、マグロなど大型で高価な魚類については、経済的な影響を最小限にしつつ、妥当な濃度測定を行うという観点から、尾部の筋肉を分析部位とするのが適当と考えている旨回答しました。
- ・ 同じく仮議題 13 について、メチル水銀の最大基準値を設定する魚種をどのように選定するのか質問がありました。これについて、電子作業部会より、メチル水銀の平均濃度、貿易量、及びメチル水銀濃度のデータの有無を勘案し、3 つの魚種を対象に最大基準値を設定することが提案されていることを回答しました。また、天然と養殖で最大基準値を区別するのか質問がありました。これについて、今までのところ、天然と養殖の区別についての議論はなされていない旨回答しました。
- ・ 同じく仮議題 13 について、電子作業部会から、3 魚種以外の魚種についての最大基準値設定の検討は中止すると提案されていることに関連し、サーモンについてはどうかとの質問がありました。これについて、本部会は、これまでの議論の中で、サーモンのメチル水銀の平均濃度は高くないため、最大基準値を設定してまで管理する必要はないと判断している旨回答しました。
- ・ 仮議題 16 「平常時の飼料及び食品 (飲料水含む) 中の放射能に関する討議文書」について、我が国は、原発事故以降、食品中の放射性物質の基準値を定め、10 年が経つ中、電子作業部会の共同議長国として討議文書を取りまとめるにあたりどのようなスタンスで臨むのか質問がありました。これについて、前回の CCCF 会合において、国際原子力機関 (IAEA) の要請を受け、電子作業部会を設置し、基準値設定に関する事項は含まないという合意の下、平常時における食品及び飼料から検出される人工及び天然由来の放射性物質に関する事実情報とそれに関連する課題について情報提供する文書を作成することに合意したという経緯を説明し、現時点では、IAEA が求める平常時の食品・飼料中の放射性物質に関する情報が取りまとめられるよう対処したいと考えている旨回答しました。
- ・ 同じく仮議題 16 について、基準値設定は含まないとされているが、どのような

形で採択されるのか質問がありました。これについて、電子作業部会の作業は、基準値に関する作業を前提とするものではないという条件の下開始されたものであり、今後の活動の検討に資するよう、平常時の食品・飼料中の放射性物質に関する情報を提供する文書を取りまとめることとなっている旨回答しました。また、我が国の対処方針案の意図について質問がありました。これについて、我が国は、電子作業部会の共同議長国として情報のとりまとめに引き続き貢献したいと考えている旨回答しました。

- ・同じく仮議題 16 について、どの国・地域の情報をとりまとめるのか質問がありました。これについて、現時点では決まっていない旨回答しました。
- ・仮議題 21「その他の議題及び今後の作業」について、今次会合では議論しないとされている理由に関する質問がありました。これについて、今回のバーチャル会合は、これまでの物理的な会合に比べて、議論する時間が少ないという背景があり、新しく提案される議題については次回会合で議論することがあらかじめ提案されている旨回答しました。
- ・汚染物質に関するサンプリングプランについて、特定の部位で汚染物質の濃度を測定した結果、基準値への不適合が判明した場合、その個体全体が流通不可とされるのかとの質問がありました。これについて、基本的に、最大基準値が設定されているものについては、ロット全体の適合性評価が可能となるようにサンプリングを行うことになっていることから、基準値への不適合が判明した場合は、基本的にはロット全体を違反とする、ただし、ロットをさらに細かく分けたり、再調整したりして、基準値に適合する一部だけでも流通を認めるかどうかについては各国の規制当局の判断になると理解している旨回答しました。

(3) 第 41 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

- ・仮議題 4.3「穀類・豆類の分析法の点検・更新」について、「グルテンフリー食品の分析法以外の分析法」とはどのようなものか、また、それを検討することになった経緯について質問がありました。これについて、グルテンフリー食品の分析法については、本部会の前回会合において、関連規格を策定した栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) に検討を求めることに合意しており、今次会合では、それ以外の分析法について議論がなされる予定である旨回答しました。
- ・同じく仮議題 4.3 について、会議文書はまだ公開されていない中、対処方針等どのように作成したのか質問がありました。これについて、これまでの議論の結果、穀類及び豆類の分析法の点検と更新の作業を進めることは決まっていたため、資料のとおり作成した旨回答しました。

(4) 第 25 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

- ・仮議題 4「任意の第三者認証スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案」について、議論が続いている原則 8（権利と義務）の項目の要否に対する我が国の立場について質問がありました。これについて、我が国としては、記述がなくとも明白と考えるので不要の立場をとっているが、議論の方向を見つ

対処していきたい旨回答しました。

- ・仮議題 6「システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案」について、輸出入時にシステム同等性を確認している国が現在どれだけあるのか、また、我が国としてどのように取り入れていく意向なのか質問がありました。これについて、他国の情報は手元にないが、我が国では、輸入時に衛生証明書の添付が必要とされている食品については、衛生証明書の受入に当たり、相手国と我が国の衛生管理が同等以上の基準に基づいていることを事前に確認していること、日本側から海外に輸出する場合にも、輸出先国との間で同様の議論が行われていると認識している旨回答しました。
- ・同じく仮議題 6 について、対処方針案に「必要以上に過度な要求とならないよう対処したい」とあるが、一方で要求が緩過ぎると食品の安全に影響する可能性があるため、慎重に対応していただきたいとのご意見をいただきました。これについて、輸入品でも輸出品でも食品の安全性の確保は大原則であり、必要な確認は進めていく考えである旨回答しました。

(5) 第 32 回一般原則部会 (CCGP)

- ・議題 4「電子的なコミュニケーションのみによる部会 (Committee working by correspondence, CWBC) の手続きガイダンス」について、CWBC はオンライン形式での開催を含むのかとの質問がありました。これについて、CWBC とは、物理的な会合を開催せず電子メールなど書面により協議を行う作業形式の部会を意味しており、バーチャル会合の開催も含まないが、今次会合で合意されたガイダンス文書には、CWBC が作業を進めることができない場合の選択肢のひとつとして、物理的な会合やバーチャル会合の開催が含まれた旨回答しました。
- ・同じく議題 4 について、合意されたガイダンス文書はよい内容となったと思うというご意見をいただきました。
- ・議題 5「コーデックス文書の改定 (revisions) / 修正 (amendments)」について、数値基準をまとめた規格に対するバージョン履歴の適用の仕方、また、バージョン番号の記載場所などの詳細は示されたのか質問がありました。これについて、コーデックス事務局は、まだ十分に詳細まで検討していない状況であったが、今後、今次会合で出された意見を踏まえ文書を用意し、第 44 回総会に提示することになったため、総会の前に意見交換させていただきたい旨回答しました。
- ・議題 8「持続可能な開発目標 (SDGs) の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書」について、SDGs 達成に向けコーデックスは具体的にどのように関与するのか質問がありました。これについて、コーデックス戦略計画 2020-2025 に「SDGs へのコーデックスの貢献」について記載があり、コーデックスが貢献しうる SDGs の目標が示されていること、コーデックス戦略計画に関する執行委員会小委員会において、コーデックスが SDGs にどのように貢献することができるかを検討することになっている旨回答しました。

(6) その他

- ・バーチャル会合の場合、どこが議長国か分かるよう、各部会の報告の資料に記載してほしいというご意見をいただきました。これについて、そのように対応する旨回答しました。

(以上)